

会 合 利 用 補 助

1 目的

組合員が対象施設で会食を行った場合（持ち帰り料理や配達料理の利用を含む。）に、その費用の一部を補助します。

2 対象施設

公立学校共済組合福岡宿泊所	福岡リーセントホテル
公立学校共済組合北九州宿泊所	小倉リーセントホテル

3 対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

4 対象者

組合員及びその被扶養者

（持ち帰り料理及び配達料理を除き、リーセントホテルで食事利用される場合は、被扶養者も対象としますが、被扶養者のみでのご利用はできません。）

ただし、利用日に組合員資格（被扶養者資格）を喪失している場合は対象外となります。

5 補助額

対象施設で会食（各対象施設が指定する会食のみ。）を行った場合、1人当たりの利用料金に応じて、下記の金額を補助します。

利用区分	利用料金	補助額
レストラン利用 持ち帰り料理 配達料理	1,500円以上2,000円未満	1人につき 700円
	2,000円以上2,500円未満	1人につき 1,000円
	2,500円以上3,000円未満	1人につき 1,250円
	3,000円以上3,500円未満	1人につき 1,500円
	3,500円以上4,000円未満	1人につき 1,750円
	4,000円以上	1人につき 2,000円
宴会場利用	2,000円以上4,500円未満	1人につき 1,000円
	4,500円以上7,000円未満	1人につき 1,500円
	7,000円以上	1人につき 2,000円

6 補助回数の上限

組合員1人につき1年度内12回

※被扶養者の利用補助回数を通算します。

※両対象施設での利用補助回数を通算します。

7 利用方法【公立学校共済組合福岡支部での事前手続（証明印等）は不要です。】

- 希望の会食が会合利用補助の対象となるか、事前に対象施設に確認してください。
- 代表者は、利用者全員が対象者であることを十分確認し、22ページの「会合利用補助申込書」（コピーして使用すること。）に必要事項を記入し、利用する当日、施設スタッフに提出してください。
- 利用者は、利用料金から補助額を控除した金額を支払ってください。

8 その他

- 後日、当支部にて申込内容を審査します。不正使用が判明した場合や補助回数の上限を超えて補助を利用した場合は、代表者を通じて補助相当額を支払っていただくことになります。
- 退職、転出等により利用日に当支部の組合員でない方は対象外となりますので、代表者の方は必ず利用者全員の組合員資格又は被扶養者資格の有無を確認してください。